

居宅介護サービス重要事項説明書

(2024年 8月21日 現在)

1 事業所の概要

名称 株式会社ケアネット会津サービスセンター

電話 0242-85-7080

FAX 0242-38-0021

サービス提供地域

会津若松市 会津美里町 湯川村

サービス提供曜日・時間

月～日・祝日 8時00分～22時00分まで

12/30～1/3を除く

(受付 月～金 8時30分～17時20分)

サービスの種類及び事業所番号

居宅介護サービス事業 0710200403-11

(指定日 平成 28年10月1日)

2 事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤
管理者	介護福祉士	1名	
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	
ホームヘルパー	介護福祉士	2名	2名
ホームヘルパー	2級修了者		3名
ホームヘルパー	看護師		1名

3 サービスの内容

- ① 身体介護
 - ・ 食事介護
 - ・ 入浴介護 など
- ② 家事援助
 - ・ 調理
 - ・ 洗濯
 - ・ 買い物 など

4 利用料金

① 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ、区市町村長が定めた額。

但し、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合などであって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金を頂きます。

* 利用者の出身世帯が他の区市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、予め事業者までご連絡をお願いします。

* 事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者へに通知します。

② 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費につきましては、通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの距離により算定し、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費を頂きます。

③ キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

④ その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者にご負担いただきます。

⑤ 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10以降に請求しますので、26日までにお支払いください。

支払いは、原則として利用者指定の金融機関の口座振込みでお願いします。但し、これによりがたい場合は、現金でお願いします。

6 サービスの利用方法

① サービスの利用開始

i 居宅介護サービスについて介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話などでご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

ii サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同様です。但し、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとして扱います。

iii 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況などを把握させていただきます。

② サービスの終了

i 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

ii 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することのより直ちにこの契約を解除することができます。

iii 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させて頂くことがあります。

iv 当事業所を閉鎖又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日間前までに文書で通知します。

③ 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

i 利用者が施設に入所した場合

ii 居宅介護サービスの介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過を持って終了します。）

iii 利用者が亡くなった場合

7 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業員に対して、虐待防止をするための定期的な研修を実施しています。
- ④ 虐待防止に関する担当者を徹底しています。
虐待防止に関する担当者：管理者 本名由美
- ⑤ サービス提供中に、当事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

8 身体拘束について

当事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他傷のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、緊急性・非代替性・一時性の三原則に留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時・理由・様態等について記録を行います。

9 感染症の予防及びまん延の防止について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。しないように次に掲げる措置を講じます。
- ② 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修および訓練を定期的に行っています

1 0 業務継続計画の策定について

- ① 感染症が非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護の提供を継続的に実施するための及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡するなど必要な措置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

12 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	サービス提供責任者 鈴鹿ひとみ 熊倉静江
電話番号	0242-85-7080
受付時間	月～金 8:30～17:20

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

相談・苦情窓口	電話番号（代表）
会津若松市役所 障害福祉課	0242-39-1181
会津美里町役場 障害福祉課	0242-55-1181
湯川村役場 障がい福祉課	0241-27-8810
福島県運営適正化委員会	024-523-2943

契約締結日 年 月 日

居宅介護サービス利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県会津若松市門田町工業団地 37-1

名称 株式会社ケアネット会津サービスセンター

代表者氏名 本名 由美 印

説明者所属 サービス提供責任者
印

私は、契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護サービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印

〈続柄〉 (利用者との関係)

